

第6章 安全·安心

第6章 安全・安心分野の取組の方向

I 安全・安心な農林水産物の提供体制の確保

■ 目指す姿（5年後）

- 農業生産における国際水準の安全性（食品安全、環境保全、農作業事故防止など）の確保を図る取組が進んでいます。
- 県内を流通する農畜水産物の安全性が担保されており、生産者による安全への取組に対する消費者の理解が進んでいます。

1 これまでの取組と成果

- G A P（生産工程管理）の見識を広げ理解を深めるため、生産者等を対象とした研修会を開催するとともに、平成29年11月に策定した「広島県G A P実践の手引」を活用しながら推進してきた結果、農産物の安全確保の取組としてG A Pを実践する生産者が増え、認証件数も増加しています。
- 生産された食品による危害を未然に防ぐため、農薬や貝毒の検査、家畜伝染性疾病の発生防止・動物用医薬品等の適正使用等に関する調査や食品表示の確認調査等を実施しています。
- 県民の食に対する安心感の醸成と産業として自立できる農林水産業の両立を目指す取組である「安心！広島ブランド」認証制度が定着しています。

2 課題

- 流通・加工業者におけるG A Pへの関心は、これまで高くありませんでしたが、平成30年の食品衛生法の改正によるH A C C Pに沿った衛生管理の制度化に伴い、安全性を担保する取組を求めてくることが想定されます。
- 食品表示法が令和2年度から新制度へ完全移行したことに伴い、製造業者等に周知・指導を行ってきた食品の原材料や原産地などを示す正しい食品表示について、今後も継続した指導が必要となっています。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向性

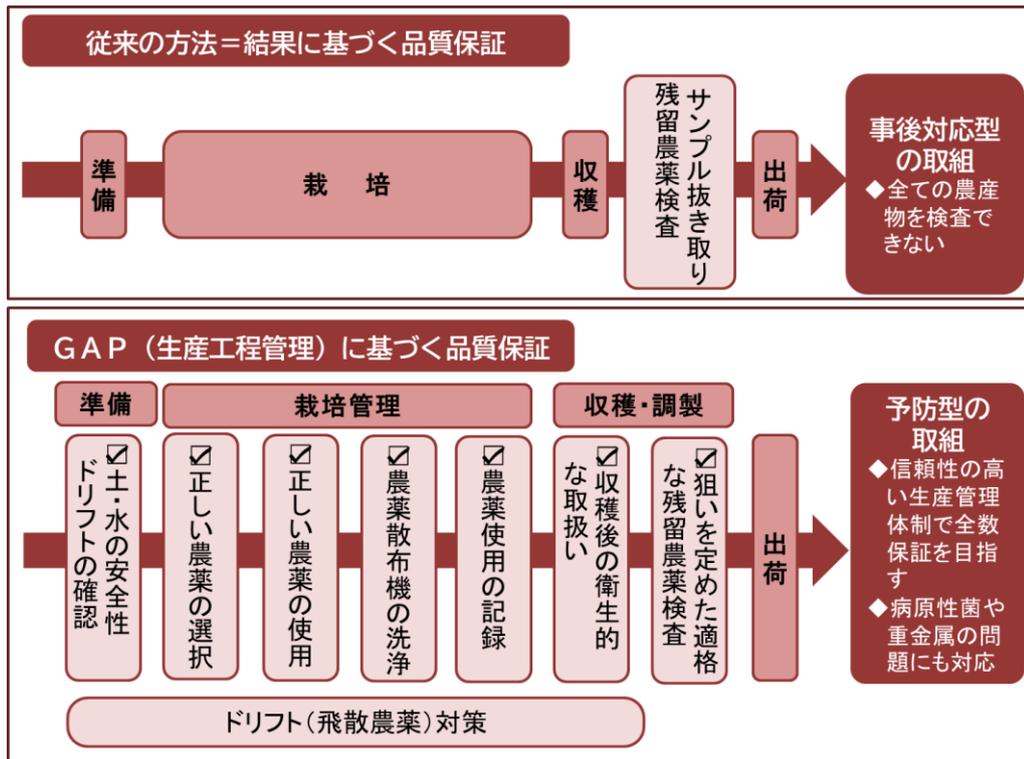
- 将来的に、G A P認証が流通・加工業者から求められることを見据えて、生産者へG A Pの取組を広く推進していきます。
- 食品による危害を未然に防ぐ取組として、各種調査や検査を継続するとともに、食品表示の制度の改正に対応した監視指導が円滑に実施できるよう、関係機関が緊密に連携した指導体制を強化していきます。

4 具体的行動計画

(1) 安全・安心を提供する生産・流通体制の強化

○ 安全性の担保に向け、収穫後のサンプル検査による「事後対応型」の手法から、GAPによるリスク管理を導入し、出荷前の各段階で検査する「予防型」の手法へシフトするよう推進します。

- ・ 基本的事項の理解促進を図る研修会の開催
- ・ 専門コンサルタントの派遣による認証取得支援
- ・ 省力化・作業分析を図るためのデジタル化の支援



【図1 従来の品質保証とGAPによる品質保証】

- 農薬，肥料，飼料などの生産資材等の適正な使用及び流通を推進します。
 - ・ 農薬取締法に基づく農薬の適正使用
 - ・ 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録・届出及び適正な表示による流通
 - ・ 動物用・水産用医薬品の品質確保と適正使用
 - ・ 飼料の品質確保と適正使用
- 「環境にやさしい農業推進方針」に基づき，土づくりや化学肥料及び化学合成農薬の使用削減による環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業を推進します。
 - ・ 「安心！広島ブランド」特別栽培農産物の認証拡大
 - ・ エコファーマー導入計画の認定拡大
 - ・ 有機農業を志向する生産者の支援
- 食品等の流通において生鮮食品等の安定供給に重要な役割を果たしている卸売市場について，公正かつ円滑な業務運営を確保するための支援や指導を行います。
 - ・ 品質・衛生管理の高度化や物流効率化のための施設整備
 - ・ 卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定等

- 安全・安心な畜産物を安定して供給し続けられるよう、家畜伝染性疾病の発生予防対策、農場等における適切な衛生・リスク管理の定着を推進します。
 - ・ 家畜伝染性疾病の発生防止対策の指導，まん延防止措置の迅速かつ的確な実施
 - ・ 安全・安心確保のための動物用医薬品等の適正管理・使用の推進・監視
 - ・ 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく死亡牛のBSE検査の実施
 - 毒化した貝類の流通を防ぐため，貝類の安全対策等を推進します。
 - ・ 貝毒検査など貝毒安全安心対策の着実な実施
 - ・ 赤潮，貝毒等による漁業被害を未然に防止するため漁場環境を監視
- (2) 食品表示等監視指導の強化と消費者の理解促進
- 監視指導を強化し，食品表示等の適正化を推進します。
 - ・ 食品偽装の未然防止のため，食品表示法に基づく食品加工・流通事業者等に対する監視指導を強化
 - ・ 食品表示法に基づく適正表示に対する監視指導の強化
 - ・ 食品表示法の改正による国内で製造される全ての加工食品を対象とした原料原産地表示の義務化についての正しい知識の普及啓発
 - ・ 米トレーサビリティ法に基づく巡回調査による米・米加工品の表示及び流通の適正化
 - ・ 食糧法に基づく生産者への巡回調査による用途限定米穀の生産，流通の適正化
 - ・ 農産物検査法に基づく登録検査機関への巡回調査による農産物（米・麦・大豆等）検査の適正化
 - 食品事業者等による適正表示に向けたコンプライアンスの取組を支援します。
 - ・ 食品加工・流通事業者が行う食品表示自主チェックの取組等
 - 消費者の食の安全・安心に対する理解を促進します。
 - ・ 「安心！広島ブランド」認証の農畜林水産物のホームページ等によるPR
 - ・ 県産農畜林水産物の認知向上のため，ホームページや広報紙等を活用したPR
 - ・ BSE，貝毒等の検査結果や関係法令に基づく調査結果等のホームページ等による情報提供
 - ・ 食品表示の基準や仕組み等についての正しい知識の普及啓発

5 指標

項目	現状 (R1)	R7 (R3~R7)
GAP認証経営体数 (経営体) 【累計】	46	156